

「平成 25 年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について」に基づく、公安職俸給表又は医療職俸給表の適用を受ける職員に準じる職種であって、短期間で離職する職員の数の割合が高いものに属する職員の指定について

〔平成 24 年 4 月 3 日〕
〔総務大臣決定〕

「平成 25 年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について」(平成 24 年 4 月 3 日閣議決定)の 3(2)に基づく、公安職俸給表又は医療職俸給表の適用を受ける職員に準じる職種であって、短期間で離職する職員の数の割合が高いものに属する職員として総務大臣が指定する職種は、管区警察局又は東京都警察情報通信部若しくは北海道警察情報通信部において、国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験、高卒者試験又は社会人試験(係員級))若しくは国家公務員採用Ⅱ種試験の合格者から技官として採用され、又は電波法(昭和 25 年法律第 131 号)による無線従事者の免許を有する者をもって充てるべき官職に選考により採用された者(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員に限る。)、食品衛生監視員、福祉職俸給表の適用を受ける職員及び麻薬取締官とする。